

<法人のお客様へ>

～平成28年からお支払する預金利息から特別徴収する5%の地方税が廃止されます～

平成25年度税制改正により、平成28年1月から法人のお客様にお支払する預金利息から特別徴収する5%の地方税が廃止されることになりました。

平成28年1月1日以降にお支払する預金利息から、地方税の特別徴収は行いませんので、確定申告の際にご注意ください。

○ 法人のお客様の源泉徴収について

平成27年12月31日までにお支払する お利息にかかる源泉徴収	平成28年1月1日からお支払する お利息にかかる源泉徴収
20.315% 〔 国 税 15.315% 〕 〔 地方税 5% 〕	15.315% 〔 国 税 15.315% 〕

* 上記、国税には復興特別所得税（0.315%）を含みます。（平成49年12月31日まで）

○ 対象となる預金について

お利息のお支払がある預金全てが対象になります。

普通預金 貯蓄預金 納税準備預金	平成28年1月1日以降にお支払する預金利息、または解約時にお支払する預金利息より、地方税を徴収いたしません。
通知預金 定期預金 定期積金 積立定期預金	平成28年1月1日以降の満期時、中間利払時、および解約時にお支払する預金利息より、地方税を徴収いたしません。

※ご不明な点は窓口にお問合せください。

以 上

株式会社 福島銀行